

社会福祉法人海南省社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海南省社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条に規定する役員等の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) その他会長が特に必要と認めた者

(報酬)

第3条 役員に対する報酬は、勤務実態に即して支給することとし、別表のとおりとする。ただし、立場によっては無報酬とすることができる。

(費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償は、理事会、監事会、評議員会等に出席した場合に支給するものとし、その額は1回につき3,000円とする。ただし、立場によっては支給しないことができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

役員に対する報酬

役 職 名	報 酬
会 長	月額 50,000円